

○五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成26年3月25日

告示第24号

改正 平成26年10月1日告示第78号

平成27年12月28日告示第90号

(一部未施行)

平成28年3月31日告示第9号

(目的)

第1条 この告示は、五霞町地域生活支援事業実施規則(平成18年五霞町規則第11号)第2条第1項第1号に規定する日常生活用具の給付について、町内に住所を有する障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)に対して、日常生活上の便宜を図るための用具(以下「用具」という。)を給付することにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) 知的障害者 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者をいう。
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (4) 難病患者 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)別表に掲げるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

(用具の種目及び給付対象者)

第3条 給付する用具は、前条に規定する者については別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

- 2 用具の給付対象者は、町内に住所を有する者及び町内に住所を有する者の扶養を受けている者のうち、用具の種目に応じて別表第1の対象者の欄に掲げる要件に該当する者とする。

(用具の性能等)

第4条 給付する用具の性能等は、用具の種目に応じて別表第1の性能等の欄に定めるところによる。

- 2 給付する用具の基準額は、用具の種目に応じて別表第1の基準額の欄に掲げる額とする。

(他の制度及び五霞町以外の市町村による給付との調整)

第5条 この告示に定める用具の給付は、次に掲げる場合には行わない。ただし、第2号から第4号までに掲げる場合においては、ストマ用装具及び紙おむつの給付をすることができる。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項の居宅サービス又は同法第8条の2第1項の介護予防サービスによりこの告示に定める用具の給付に相当する給

付を受けることができるとき。

- (2) 医療機関に入院している場合
- (3) 次に掲げる施設又は住宅に入居している場合(キに定めるサービス付き高齢者向け住宅に入居している者で、入居日の1年以上前から引き続き五霞町の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、五霞町に居住しているものを除く。)
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - ウ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
 - エ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - オ 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設
 - カ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
 - キ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅
 - ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設
- (4) 前号に掲げるもののほか、介護を業とする者が常駐している場所(法第5条第10項に規定する共同生活介護又は同条第16項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居を除く。)において継続的に生活している場合
- (5) 次に掲げる者であって、五霞町以外の市区町村からこの告示に定める用具の給付に相当する給付を受けることができるとき。
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)であって、保護の実施機関が五霞町以外であるもの
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学中の者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第1項の規定に基づく援護の実施者が五霞町以外であるもの
 - ウ 身体障害者福祉法第9条第2項に規定する特定施設入所身体障害者
 - エ 18歳未満の児童であって、その扶養者の住所が五霞町以外であるもの
 - オ その他町長が五霞町以外の市町村(特別区を含む。)から給付を受けることが適当であると認める者

(給付の申請)

第6条 用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五霞町障害者等日常生活用具給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、町長が必要と認めるときは、給付を受けようとする用具の使用に関する医師の意見書を提出しなければならない。

- (1) 障害の程度を証する書類の写し
- (2) 町内に住所を有する者の扶養を受けている者にあつては、当該町内に住所を有する者の確定申告書の写しその他の書類で当該扶養の事実を証する書類(用具の給付を受けようとする者が町内に住所を有する場合を除く。)
- (3) 年齢18歳未満の申請者にあつては、当該申請者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(申請者を扶養している者(以下「扶養者」という。))が申請者の属する世帯と別の世帯に属する場合は、当該扶養者も含む。)の市町村民税の課税状況(給付を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度の課税状況。以下同じ。)を証する書類。ただし、年齢18歳未満の申請者の扶養者が

第2条各号に掲げるいずれかに該当する場合にあっては、扶養者及び扶養者の配偶者の市町村民税の課税状況を証する書類に限る。

- (4) 年齢18歳以上の申請者にあっては、当該申請者の市町村民税の課税状況を証する書類(申請者の属する世帯に、申請者の配偶者がいる場合は、当該配偶者の市町村民税の課税状況を証する書類を含む。)
 - (5) 年齢18歳未満の申請者の扶養者が第2条各号に掲げる者のいずれかに該当する場合にあっては、当該扶養者の身体障害者手帳その他の第2条各号に掲げる者のいずれかに該当する事実を証する書類の写し
 - (6) 給付を受けようとする用具の概要及び価格が分かる書類(給付を受けようとする用具が点字図書の場合にあっては、当該点字図書を出版する者が発行する証明書(以下「点字図書発行証明書」という。))
 - (7) 前条第3号キの住居に入居している者(被保護者を除く。)にあっては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は介護保険法第7条第6項に規定する医療保険各法に基づく被保険者証、加入者証又は組合員証の写し
 - (8) 前条第3号キの住居に入居している者(被保護者に限る。)にあっては、生活保護を受給していることを証する書類の写し
 - (9) 居宅生活動作補助用具の給付を受けようとする者にあっては、当該用具の設置に伴う住宅改修工事の施工前における施工予定箇所の写真
 - (10) 初めて紙おむつの給付を受けようとする者にあっては、紙おむつ給付用医師意見書(様式第2号)
 - (11) 難病患者である場合にあっては、難病患者日常生活用具給付用医師意見書(様式第3号)
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項第1号から第5号までに掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、必要に応じ、町の職員に現況調査を行わせることができる。
- 4 町長は、第1項の規定による申請に対し、用具を給付することを決定したときは、五霞町障害者等日常生活用具給付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)、五霞町障害者等日常生活用具給付券(様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。
- 5 町長は、第1項の規定による申請に対し、用具を給付しないことを決定したときは、五霞町障害者等日常生活用具給付申請却下通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(委託)

第7条 町長は、用具の給付を行う場合には、町に登録した日常生活用具給付業者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(業者の登録)

第8条 前条の規定による委託を受けようとする業者は、五霞町障害者等日常生活用具給付事業委託契約申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 営業状況報告書(様式第8号)
- (2) 前年度決算書(貸貸対照表及び損益計算書)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう諸条件を十分勘案の上、登録の適否を決定し、登録することを決定したときは五霞町障害者等日常生活用具給付事業委託事業者登録決定通知書(様式第9号)により、登録することを却下したときは五霞町障害者等日常生活用具給付事業委託事業者登録却下通知書(様式第10号)により業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録決定を受けた業者(以下「登録業者」という。)は、町と五霞町日常生活用具給付事業委託契約を締結しなければならない。
- 4 町長は、登録業者を五霞町日常生活用具給付事業登録業者台帳(様式第11号)に登録しなければならない。

(用具の引渡し)

第9条 決定通知書の交付を受けた者は、用具の引渡しの際に、当該決定通知書を当該職員に提示するものとする。

- 2 給付券の交付を受けた者は、用具の引渡しの際に、当該給付券に署名、捺印し、前条の規定により委託を受けた者(以下「受託者」という。)に手渡すものとする。

(自己負担)

第10条 用具の引渡しを受けるときは、給付を受けた用具の基準額の100分の10に相当する額(当該用具の価格が当該基準額を下回るときは、当該価格の100分の10に相当する額。以下「自己負担額」という。)を、当該受託者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、給付を受けようとする用具が点字図書の場合にあっては、引渡しの際に、点字図書発行証明書に記載された当該点字図書に係る一般図書の購入費相当額を、当該受託者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第6条第4項の規定により給付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、自己負担額の支払を要しない。
 - (1) 被生活保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する者
 - (3) 年齢18歳未満の受給者にあつては、受給者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(扶養者が受給者と別の世帯に属する場合は、当該扶養者も含む。)が市町村民税を課されていないもの
 - (4) 年齢18歳以上の受給者にあつては、当該受給者が市町村民税を課されていないもの(受給者の属する世帯に、当該受給者の配偶者がいる場合は、当該配偶者も市町村民税を課されていないときに限る。)
- 4 前項第3号に規定する者について、扶養者が第2条第1号から第3号までに掲げるもののいずれか又は法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者に該当する場合は、前項第3号の規定中「受給者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員」とあるのは、「扶養者及び扶養者の配偶者」とする。
- 5 町長は、第1項に規定する自己負担額について、当該利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌し、その負担上限月額を別表第2のとおりとする。
- 6 第1項の場合において、給付を受けた用具の価格が当該用具の基準額を超えると

きは、当該用具の価格と当該用具の基準額との差額は、受給者の負担とする。

7 第1項に規定する自己負担額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用の請求)

第11条 受託者は、用具の引渡し完了したときは、当該用具の価格から前条の規定により受給者が負担した額を控除した額(以下「公費負担額」という。)を受領した日の属する年度末までに町長に請求するものとする。この場合において、受託者は、次に掲げる書類を請求書に添付しなければならない。

(1) 当該用具に係る給付券

(2) 居宅生活動作補助用具に係る請求にあつては、当該用具の設置に伴う住宅改修工事の施工後における施工箇所の写真

2 町長は、前項の規定による請求があつた場合は内容を審査し、適当と認めるときは請求のあつた日の翌月の末日までに公費負担額を受託者に支払うものとする。

(再給付)

第12条 用具の使用者は、当該用具の引渡しを受けた日の翌日から起算して別表第1耐用年数の欄に定める期間(以下「耐用期間」という。)を経過した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該用具と同等の性能を有する用具について第6条の例により新たに給付の申請をすることができる。

(1) 現に給付を受けて使用している用具が修理することができない程度に故障した場合

(2) 現に給付を受けた用具が故障した場合であつて、当該用具の修理に要する費用が当該用具の基準額を超える場合

2 前項の規定にかかわらず、現に使用している用具が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該用具を修理して使用することが困難であると町長が認めるときは、当該用具に係る耐用期間が経過していない場合であつても、当該用具と同等以上の性能を有する用具について、第6条の例により新たに給付の申請をすることができる。この場合において、同項第1号に規定する事由により給付の申請をしようとする者は、申請書に、用具の故障又は滅失の原因となつた天災又は火災の事実を証する関係官公署の発行する証明書を添付しなければならない。

(1) 天災又は火災により故障し、又は滅失した場合

(2) 法第4条第2項に規定する障害児のときに給付を受けた用具が成長に伴い身体に適合しなくなった場合

3 現に使用している用具が五霞町以外のものから給付されたものである場合における前2項の規定の適用については、当該用具は、五霞町から給付を受けたものとみなす。

4 町長は、第1項及び第2項の規定による給付の申請があつたときは、必要に応じ、町の職員に当該用具の現況調査を行わせることができる。

(ストマ用装具及び紙おむつの特例)

第13条 町長は、ストマ用装具及び紙おむつについては、申請の手続の利便を考慮し、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2月ごとに給付券を1枚交付すること。

(2) 別表第1の基準額(月額)の範囲内で1月に必要とするストマ用装具及び紙おむつに相当する額の2倍(2月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付すること。

(4) 第10条第1項に規定する自己負担については、給付券1枚に記載されたストマ用装具及び紙おむつに相当する給付額について行うこと。

(帳簿の整理)

第14条 町長は、五霞町障害者等日常生活用具給付台帳(様式第12号)を整備しなければならない。

(譲渡等の制限)

第15条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(返還)

第16条 町長は、受給者又は受託者が虚偽の申請、請求その他の不正な行為により給付の決定を受けたときは、当該決定を取り消し、又は当該不正な行為を行った者から町が支払った金額の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年告示第78号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第90号)抄

(施行期日)

1 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

4 この告示の施行の際、第3条の規定による改正前の五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年告示第9号)

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の五霞町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱、第2条の規定による改正前の五霞町自立支援医療(育成医療)費支給認定実施要綱、第3条の規定による改正前の五霞町地域活動支援センター事業実施要綱、第4条の規定による改正前の五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第5条の規定による改正前の五霞町障害者等日中一時支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の五霞町国民健康保険税減免取扱要綱、第7条の規定による改正前の五霞町指定地域密着型サービス事業者監査要綱、第8条の規定による改正前の五霞町妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱、第9条の規定による改正前の五霞町インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱、第10条の規定による改正前の五霞町成人用肺炎球菌予防接種費用助成事業実施要綱、第11条の規定による改正前の五霞町農業集落排水処理施設新規加入取扱要綱、第12条の規定による改

正前の五霞町障害児保育促進事業費補助金交付要綱，第13条の規定による改正前の五霞町民間保育所補助金交付要綱，第14条の規定による改正前の五霞町すこやか保育応援事業実施要綱，第15条の規定による改正前の五霞町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱及び第16条の規定による改正前の五霞町給水停止処分取扱要綱に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

別表第1(第3条，第4条，第12条，第13条関係)

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
介護	特殊寝台	下肢又は体幹の機能に障害のある身体障害者のうち，その障害の程度が2級以上の者	腕，脚等の訓練のできる器具を附帯し，原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整することができる機能を有するもの	8年 154,000円
	特殊マット	下肢機能障害又は体幹機能障害のある身体障害者のうち，その障害の程度が1級の者であって常時介護を要するもの	じょくそう又は失禁による汚染又は損耗を防止することができる機能を有するもの	5年 19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹の機能に障害のある者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち，その障害の程度が1級の者であって常時介護を要するもの	尿を自動的に吸引するもので，対象者又はその介護者が容易に使用し得るもの	5年 67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹の機能に障害のある者(原則として3歳以上の者に限る。)のうち，その障害の程度が2級以上の者であって入浴に介助を要するもの	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年 82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹の機能に障害のある者(原則として	対象者の体位を変換する場合に，当該対象者又はその介護者が容易	5年 15,000円

		6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者であって下着の着脱等に介助を要するもの	に使用し得るもの		
	移動用リフト	下肢又は体幹の機能に障害のある者(原則として3歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	対象者を移動させる場合に、介護者が容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹の機能に障害のある障害児(原則3歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	原則として附属のテーブルを付けるもの	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹の機能に障害のある身体障害児(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	154,000円
自立	入浴補助用具	下肢機能障害又は体幹機能障害のある身体障害者(原則として3歳以上の者に限る。)のうち、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、かつ、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹の機能に障害のある者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの(手すり付きのものを含む。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	(1) 手すりのないもの 4,450円 (2) 手すり付きのもの 9,850円

<p>頭部保護帽</p>	<p>(1) 平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害のある身体障害者(原則として3歳以上の者に限る。)のうち、転倒等により頭部を強打するおそれのある者</p> <p>(2) 知的障害者(原則として3歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が重度又は最重度の者であって転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの</p> <p>(3) 精神障害者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者(原則として3歳以上の者に限る。)</p>	<p>転倒等の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	<p>3年</p>	<p>(1) スポンジ及び革を主材料とするもの 15,200円</p> <p>(2) スポンジ、革及びプラスチックを主原料とするもの 36,750円(既製品は、(1)、(2)の80%の範囲内とする。)</p>
<p>歩行補助杖(T字状・棒状の杖)</p>	<p>比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される身体障害者(介護保険を利用できる者を除く。)</p>	<p>歩行時に身体を支え、安定させるもの</p>	<p>3年</p>	<p>(1) 木製のもの 2,200円</p> <p>(2) 軽金属製のもの 3,000円</p>
<p>点字図書(月刊、週刊等で発</p>	<p>視覚障害のある身体障害者</p>	<p>点字により作成された図書</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

行される雑誌を除く。)				
移動・移乗支援用具	平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害のある身体障害者(原則として3歳以上の者に限る。)のうち、家庭内の移動等において介助を必要とする者(介護保険を利用できる者を除く。)	おおむね次の性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 身体に障害のある者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有すること。 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有すること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	上肢機能障害のある身体障害者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
自動消火器	身体障害者のうちその障害の程度が2級以上の者又は知的障害者のうち、その障害の程度が重度若しくは最重度の者であって、かつ、次のいずれにも該当するもの (1) 火災の発生を感知すること、及び火災の発生時に避難することが著しく困難な	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円

		者 (2) 単身世帯又はこれに準じる世帯に属する者			
電磁調理器	(1) 視覚障害のある身体障害者のうち、その障害の程度が2級以上の者であって、単身世帯又はこれに準じる世帯に属するもの (2) 知的障害者(18歳以上の者に限る。)であって、その障害の程度が重度又は最重度のものうち、単身世帯又はこれに準じる世帯に属する者	電磁による調理器であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚に障害のある者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚に障害のある者であってその障害の程度が2級以上のものうち、単身世帯又はこれに準じる世帯に属する者	対象者が音声を視覚、触覚等により知覚することができるもの	10年	87,400円	
在宅	透析液加温器	じん臓の機能に障害のある者(原則として3歳以上の者に限る。)で	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円

	あつてその障害の程度が3級以上のもののうち、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者			
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害のある身体障害者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が3級以上の者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害のある身体障害者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が3級以上の者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	意見書により医療保険における在宅酸素療法を行うと確認できる者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
盲人用体温計	視覚に障害のある者(原則として6歳以上の者に限る。)であつてその障害の程度が2級以上のもののうち、単身世帯又はこれに準じる世帯に属する者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚に障害のある者(原則として6歳以上の者に限る。)であつてその障害の程度が2級以上のもののうち、単身世帯又はこれに準じ	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円

		る世帯に属する者			
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人口呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
情報	携帯用会話補助装置	音声機能障害又は言語機能障害のある身体障害者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、発声又は発語に著しい障害のある者	言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもののうち、携帯式であって、かつ、対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具(PC周辺機器等)	視覚障害又は上肢の機能に障害のある者(原則6歳以上)のうち、その障害の程度が2級以上である者	(1) 視覚障害者用 ア 画面音声化ソフト(入力文字及び画面の文字を音声化するもの) イ 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するもの) (2) 上肢機能障害者用 ア インテリキー(コンピュータへの入力を容易にするもの) イ ジョイスティック(コンピュータの操作を容易にするもの)	5年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害のある者であってその障害の程度がそれぞれ2級以上のもののうち、点字ディスプレイの使用が必要であ	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの	6年	357,000円

	ると認められる者			
点字器	視覚障害のある身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	7年	(1) 真鍮製 10,400円 (2) プラスチック製 6,600円
		携帯することができるものであって、対象者が容易に使用し得るもの	5年	(1) アルミニウム製 7,200円 (2) プラスチック製 1,650円
点字タイプライター	視覚障害のある者であってその障害の程度が2級以上のもののうち、次のいずれかに該当する者 (1) 就学している者 (2) 就労している者 (3) 就労することが見込まれる者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚に障害のある者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、その障害の程度が2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚でき、又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、対象者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
		音声等により操作ボタンが知覚でき、又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品で、対象者が容易に使用し得るもの	6年	35,000円
視覚障害者活字文書読上げ	視覚に障害のある者(原則として6歳以上の者に限	文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力す	6年	99,800円

装置	る。)のうち、その障害の級別が2級以上の者	る機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害のある身体障害者(原則として6歳以上の者に限る。)のうち、視覚障害者用拡大読書器を使用することにより文字等を読むことが可能となる者	画像入力装置を読み取り、拡大された画像(文字等)を容易にモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚に障害のある者のうち、その障害の程度が2級以上の者	触読式時計	10年	10,300円
	視覚に障害のある者であってその障害の級別が2級以上のもののうち、手指の触覚に障害がある等の理由により、触読式時計の使用が困難であると認められる者	音声時計	10年	13,300円
聴覚障害者用通信装置	(1) 聴覚障害のある身体障害者のうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として聴覚障害者用通信装置の使用が必要と認められる者 (2) 音声機能障害又は言語機能障害のある身体障害者(原則として6歳以	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、対象者が容易に使用し得るもの	5年	30,000円

		上の者に限る。)のうち、コミュニケーション、緊急連絡等の手段と聴覚障害者用通信装置の使用が必要と認められる者			
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害のある身体障害者のうち、聴覚障害者用情報受信装置を使用することによりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
	人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害のある身体障害者であって喉頭を摘出したもののうち、日常生活上人工喉頭の使用が必要と認められる者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000円 (気管カニューレ付き8,100円)
			顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100円
排泄管理 支援用具	ストマ用 装具(附属 品を含む。)	ぼうこう又は直腸機能障害のある身体障害者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋であって、かつ、下部開放型のもの(蓄便用)	—	月額8,600円。ただし、ストマを複数造設した者については、月額にそのストマの数を乗じた金額を基準額とする。
			低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋であって、尿処理用のキャップが付いているもの(蓄尿用)		—
	紙おむつ	(1) ぼうこう又	紙おむつ	—	月額12,000円

は直腸機能障害のある身体障害者(原則として3歳以上の者に限る。)

で、ストマ周辺の皮膚に著しいびらんがある等の理由でストマの装着が困難な者

(2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する二分脊椎等の神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある身体障害者(原則として3歳以上の者に限る。)

(3) 脳原性運動機能障害等により、特に排せつ介護が必要であると認められる者(原則として3歳以上の者に限る。)

(4) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの(原則として3歳以上の者に限る。)

収尿器	脊髄損傷等による排尿障害(常時失禁のある場合に限る。)のある身体障害者のうち、収尿器の使用が必要であると認められる者	常時失禁状態にある者の収尿ができるもの	1年	(1) 男性 7,700円 (2) 女性 8,500円
居室生活動作補助用具	下肢機能障害若しくは体幹機能障害又は脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る。)のある身体障害者(原則6歳以上)のうち、障害の程度が3級以上の者。ただし、施設入居者を除く。	対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

備考

- 1 ストマ用装具及び紙おむつは、1回の申請につき6か月分を限度として給付することができる。
- 2 脳原性運動機能障害は、表中の上肢、下肢及び体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 点字図書は、年度内に一般図書にして6冊分までの申請を認める。

別表第2(第10条関係)

区分	自己負担上限月額	要件
住民税課税世帯	37,200円	下記以外
	9,300円	利用者が20歳未満で、同一世帯合算の所得割額が28万円未満
		利用者が20歳以上で、同一世帯の配偶者と合算の所得割額が16万円未満
	4,600円	利用者が18歳未満で、同一世帯合算の所得割額が28万円未満
住民税非課税世帯	9,300円	利用者が、18歳以上の場合
	4,600円	利用者が、18歳未満の場合
生活保護世帯	0円	

備考

- 1 住民税課税世帯は、所得割額及び利用者の年齢をもって判断する。
- 2 住民税非課税世帯は、利用者の年齢をもって判断する。

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

五霞町長

様

申請者 住所

氏名

印

個人番号

五霞町障害者等日常生活用具給付申請書

日常生活用具の給付を受けたいので、五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成26年五霞町告示第24号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男 ・ 女
			個人番号	
	住所	電話 ()		
	障害名		障害等級	級
	手帳番号	第 号	年 月 日交付	
疾患名				
世帯員	氏名			
	個人番号			
給付を受けたい用具の名称		左記用具の保有の状況	1 保有している 2 保有していない	
希望する業者名		世帯の状況	1 生活保護世帯 2 その他の世帯	

給付対象者が児童の場合、父母又は扶養者の心身等の状況により、自己負担額が軽減されることがあります。次の手帳等をお持ちの方は、該当する番号に○を付し、該当される方の氏名をご記入ください。

手帳名	1 身体障害者福祉手帳 2 精神障害者保健福祉手帳 3 療育手帳
施設入所	無 有(施設名)
該当者氏名	

日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について各関係機関に調査し、照会し、及び閲覧することを承諾します。

氏名 印

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第3号（第6条関係）

難病患者日常生活用具給付用医師意見書

氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生
住所				
疾患名				
現在の症状	常時介護（要・不要）	寝たきりの状態（有・無）		
	自力で排尿（可・不可）	入浴介護（要・不要）		
	上肢の不自由（有・無）	下肢又は体幹の不自由（有・無）		
	呼吸器機能障害（有・無）	人工呼吸器の装着（要・不要）		
	その他参考となる症状			
必要な用具				
用具の使用効果				
以上のとおりです。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;"> 医療機関 名称 所在地 医師名 </div> <div style="text-align: right;">⑩</div>				

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

五霞町長 印

五霞町障害者等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付については、五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年五霞町告示第24号）第6条第4項の規定に基づき給付することを決定したので、次のとおり通知します。

給付番号	第 号		
受給者氏名			
給付用具	名称		
	価格 円	基準額 円	公費負担額 円
	受給者の負担すべき金額 円		
納入者	氏名又は名称		
	所在地		

備考

- 1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を負担することを条件に給付されるものであるため、支払うこととされた額については、必ず用具の引渡しの前に支払ってください。
- 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは固く禁じられています。
- 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表とする者は、町長となります。)として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第5号(第6条関係)

五霞町障害者等日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
受給者氏名			
給付用具	名称	型式・規模等	
	価格 円	基準額 円	公費負担額 円
	受給者の負担すべき金額 円		
納入者	氏名又は名称		
	所在地		
有効期限	給付決定者が業者に提示する期限 年 月 日		業者の公費支払請求期限 年 月 日

上記のとおり決定します。

年 月 日

五霞町長 印

(町長印がないもの、白黒コピーは無効です。)

上記のとおり日常生活用具を納入しました。	
年 月 日 納入者名	印
上記のとおり日常生活用具を受領しました。	
年 月 日 受領者氏名	印

備考

- 1 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることを、固く禁じます。
- 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部の返還を求められることがあります。
- 3 町長印及び割印が朱色のものが原本であり、白黒又は原本の写しは無効となりますので、御確認ください。
- 4 公費負担額請求は、請求書に本件を添付して請求してください。

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第 6 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

五霞町長 印

五霞町障害者等日常生活用具給付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付については、
五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 26 年五霞町告示第 24 号）
第 6 条第 5 項の規定に基づき却下することを決定したので、次のとおり通知し
ます。

却下した理由

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表とする者は、町長となります。)として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

五霞町長 様

申請者 住 所
法人名
代表者名 ⑩

五霞町障害者等日常生活用具給付事業委託契約申請書

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 26 年五霞町告示第 24 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく日常生活用具給付に関する委託契約を締結したいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 営業状況報告書（様式第 8 号）
- 2 前年度決算書（貸借対照表及び損益計算書）
- 3 その他参考になる書類

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第 8 号（第 8 条関係）

営業状況報告書

法人名及び 代表者名					
所在地 (電話番号)	(電話 - -)				
資本金		設立年月日			
事業に対する会 社の沿革	(パンフレット等添付のこと)				
営業品目等	品 目	受注から納品までの日数	月 産 能 力		
	取次種目				
従事者の状況	職務内容	氏名	経 験 年 数	所 属 課	備 考
他県及び市区 町村との契約 状況	(茨城県内の契約状況)		(茨城県外の契約状況)		
その他参考と なる事項					
備 考					

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

五霞町長 印

五霞町障害者等日常生活用具給付事業委託事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年五霞町告示第24号）第8条第2項の規定に基づく登録について、登録する決定をいたしましたので下記のとおり通知します。

記

事業者に関する登録

- (1) 事業者名
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 電話

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表とする者は、町長となります。)として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第 10 号（第 8 条関係）

第 年 月 日

様

五霞町長 印

五霞町障害者等日常生活用具給付事業委託事業者登録却下通知書

年 月 日付で申請のありました五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 26 年五霞町告示第 24 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく登録について、登録することを却下しましたので下記のとおり通知します。

記

却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表とする者は、町長となります。)として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第 11 号 (第 8 条関係)

五霞町日常生活用具給付事業登録業者台帳

会社名	郵便番号	所在地	電話番号	委託日	営業品目	備考

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

様式第 12 号 (第 14 条関係)

五霞町障害者等日常生活用具給付台帳

給付 番号	受理日	決定日	交付日	受給者 氏名	日常生活用具名	委託業者名	総額	自己負担額	公費負担額
							円	円	円
							円	円	円
							円	円	円
							円	円	円
							円	円	円
							円	円	円
							円	円	円
							円	円	円

五霞町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

- 様式第 1 号(第6条関係)
- 様式第 2 号(第6条関係)
- 様式第 3 号(第6条関係)
- 様式第 4 号(第6条関係)
- 様式第 5 号(第6条関係)
- 様式第 6 号(第6条関係)
- 様式第 7 号(第8条関係)
- 様式第 8 号(第8条関係)
- 様式第 9 号(第8条関係)
- 様式第 1 0 号(第8条関係)
- 様式第 1 1 号(第8条関係)
- 様式第 1 2 号(第14条関係)